

○環境省告示第七十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十二條第一項の規定に基づき、環境大臣の所掌に係る法第四章（同章第四節を除く。）に定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十二條第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

環境大臣 小池百合子

平成三十年四月三日 一部改正 環境省告示第三十四号

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

環境大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章（同章第四節を除く。）及び第四章の二（第四十四条の三及び第四十四条の四並びに第四十四条の十一を除く。）に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表の下欄に掲げる職員に委任すること。

機 関	委任を受ける職員の官職
地方環境事務所	地方環境事務所長

二 委任の効力の発生する日

平成十八年四月一日

附 則（平成三十年四月三日 環境省告示第三十四号）

この告示は平成三十年四月三日から施行する。